

2017年2月改訂(第2版)
2016年8月作成(第1版)

動物用医療機器

管理医療機器

単回使用

ライフチップ® EQ

(一般的名称: 標識用器具)

承認指令書番号	27動薬第2388号
販売開始	2017年1月

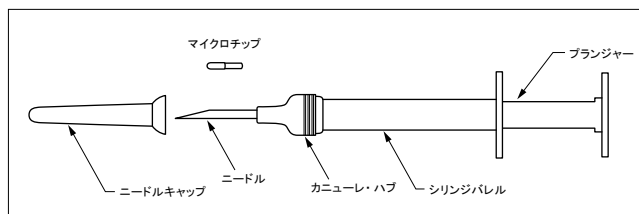
® 登録商標

【製品概要】

ライフチップEQは馬を個体識別するための埋め込み式マイクロチップ(標識用器具)とマイクロチップを埋め込むためのインジェクター(単回使用穿刺針)からなる製品である。電磁誘導方式により、リーダー(読み取り機)からマイクロチップの個体識別情報を読み取ることができる。

マイクロチップには、馬の体内での移動を防止するための処理が施されている。すなわち、組織親和性に優れたポリプロピレン製のキャップでマイクロチップの半分が覆われており、このキャップがマイクロチップの移動防止に有効に働く。

【形状、構造及び寸法】



マイクロチップの材質、外径及び長さ

ソーダ石灰ガラス φ2.1mm×12.0mm

ニードルの材質、外径及び長さ

ステンレス鋼(SUS304) φ2.8mm×30.7mm

【性能又は効果】

馬: 個体標識用マイクロチップの筋肉内への埋め込み

準拠規格: ISO11784/11785 動作周波数: 134.2KHz

【使用方法】

1. 準備

(1) マイクロチップがセットされているディスポーザブルのインジェクターを、滅菌パックの上からマイクロチップリーダーでスキャンし、マイクロチップ、リーダー共に正常に機能していること、およびインジェクターがセットされている滅菌パックに貼付されているラベル番号と、マイクロチップ番号が同一であることを確認する。

2. 埋め込み

- (1) 埋め込み部位は、馬の左側、頭部中央の耳根とキ甲前縁との中間点で、甲靱帯又はその付近を目標とする。
- (2) 馬体をリーダーでスキャンして、馬にマイクロチップが既に埋め込まれていないことを確認する。
- (3) 毛の状態に応じて剃毛等の処置を行い、埋め込み部位の皮膚を消毒する。
- (4) 馬を適切に保定する。
- (5) 埋め込み部位を確認して、静脈に穿刺しないように針を根元まで差し込む。ゆっくりとプランジャー(押し子)を押し入れ、マイクロチップを挿入する。針を静かに抜き出す。

3. 埋め込み後の確認

(1) マイクロチップが正常に機能していることを確認するために、再度馬体をスキャンする。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1) 本品は滅菌済みで、1回限りの使用となっているため、再滅菌・再使用はしないこと。
- (2) 包装が破損・汚損している場合や、製品に破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- (1) 包装を開封したらすぐに使用し、使用後は感染防止に留意し、地方公共団体条例等に従い、安全な方法で処分すること。
- (2) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (3) 水ぬれに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保管すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- (1) 針刺しの可能性があるため、針管に直接手を触れないこと。

【使用期限】

外箱及び滅菌パックに表示

【包装】

ライフチップ(1頭分)×1

ライフチップ(1頭分)×10

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://animal.ds-pharma.co.jp>

製造販売元(輸入発売元)

DSファーマアニマルヘルス株式会社

大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本品による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本品の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。